

【国土交通省の主な支援策】

《凡例》

社：社会資本整備総合交付金として支援する事業（一部個別補助金として支援する事業含む）
防：防災・安全交付金として支援する事業
補：個別補助金として支援する事業
貸：貸付金
直：直轄事業
法：法に定める特例措置

※支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」（IV-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参照して下さい。

●中心市街地共同住宅供給事業（社・防・法）	3
●共通乗車船券（法）	4
●乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）	5
●貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）	6
●暮らし・にぎわい再生事業（社・防・補）	8
●道路事業（社・防・補）	10
●都市構造再編集集中支援事業（補）	11
●都市再生整備計画事業（社）	12
●まちなかウォークアブル推進事業（社・補）	13
●市街地再開発事業等（社・防）	14
●都市再生区画整理事業（社・防）	16
●都市公園・緑地等事業（社）	18
●下水道事業、都市水環境整備下水道事業（社・防）	19
●河川事業（社・防）、都市水環境整備河川事業（社）	20
●住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（社・防）	21
●住宅市街地基盤整備事業（社・防）	22
●バリアフリー環境整備促進事業（社・防）	23
●優良建築物等整備事業（社・防）	25
●住宅市街地総合整備事業（社・防）	26
●地域住宅計画に基づく事業（社・防）	28
●街なみ環境整備事業（社・防）	29
●空き家対策総合支援事業（補）	30
●港湾事業（社・防）	32
●民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（法）	33
●都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））（貸）	34
●都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）（貸）	35
●官民連携まちなか再生推進事業（補）	36

●鉄道駅総合改善事業費補助（補）	38
●鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）（補）	39
●地下鉄など鉄道整備に対する補助（補）	40
●都市鉄道利便増進事業費補助（補）	41
●地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備（直）	42
●地域公共交通確保維持改善事業（補）	43

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●中心市街地共同住宅供給事業（社・防・法）

1. 支援策の概要

認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。

国は、法第 30 条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第 34 条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。また、優良な住宅の用に土地等を譲渡する場合の所得税の課税繰延が税制上の特例措置として認められています。

また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等を行うことができることとする特例措置があります。（法第 33 条）

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構^{*}、地方住宅供給公社、民間事業者等

※個別補助金で支援

(2) 対象地域

認定中心市街地

(3) 補助対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費

(4) 国費率

1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●共通乗車船券（法）

1. 支援策の概要

鉄道、索道（ロープウェー等）、軌道（路面電車等）、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について法第 40 条第 1 項に基づく届出を行った場合、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものです。

これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものです。

2. 支援策の内容

(1) 支援策の要件

本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものです。

本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要があります。

なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者）も含まれます。

(2) その他

当該事業の着実かつ円滑な実施の確保を図る観点から、事前に十分、運送事業者間の調整を行う必要があります。

なお、法第 40 条第 1 項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第 63 条に定める届出書を共同で提出する必要があります。

3. 問合せ先

国土交通省 総合政策局 地域交通課
phone 03-5253-8111(内線 54-815)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の

主務大臣認定（法）

1. 支援策の概要

民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第 56 条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなります。

2. 支援策の内容

(1) 支援策の要件

- ① 中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。
- ② それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。
- ③ バスサービスと鉄道等の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとする。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

(2) その他

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付しなければなりません。

なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

- ① 運行回数の増加に当たっては、地域社会における高齢化の進展、障害者の自立に関する社会の高まり等を踏まえ、また、出来る限り多くの者にバスを利用してもらうため、ノンステップバス等の低床バス車両の導入に努める必要があります。
- ② バスの運行回数の増加と併せてパークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド等の交通システムを導入するために必要な施設の整備を行うことが、利用者の利便を向上させる上で効果的であり望まれます。
- ③ 環境への影響にも配慮することが望ましいことから、低公害車、低燃費車の導入に努める必要があります。

3. 問合せ先

国土交通省 自動車局 旅客課
phone 03-5253-8111(内線 41-212)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）

1. 支援策の概要

民間事業者が中心市街地において、貨物の輸送の効率化を図るとともに、交通渋滞の緩和や環境負担の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を図るために、共同集配施設を整備し、共同で集荷又は配送を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第 57 条に規定する貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例を受けることができます。

2. 支援策の内容

(1) 支援策の要件

① 実施場所

共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とする。

共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えない。

② 事業主体

法第 7 条第 10 項第 4 号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えない。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間中心市街地活性化事業計画を申請することとする。

ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要がある。

③ 施設

同号イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集荷された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足りる。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、中心市街地活性化協議会の協議を経ている必要があります。

(2) その他

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付すことができます。なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

- ① 貨物運送効率化事業の円滑な実施に当たっては、事前に十分、運送事業者間の調整を行い、また、取引先の理解を得るなど共同集配事業が円滑に実施できるよう所要の措置を講ずる必要があります。

また、利害の調整に当たっては、本事業が中心市街地に係る集配を行う運送事業者の全部又は大部分が参加するものであるため、大企業と中小企業が一体となって実施することが十分想定されることから、このような場合には、中小企業に不当な負担を課すことがないよう配慮する必要があります。

- ② 貨物運送効率化事業が円滑に実施され、その実施が一層促進されるためには、集配、荷捌きの効率化、伝票類の統一化、貨物の追跡管理情報システムの高度化、事故時の責任体制の明確化など、サービスレベルの向上に努める必要があります。

3. 問合せ先

国土交通省 総合政策局物流政策課（物流産業室）

phone 03-5253-8111(内線 25-344)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●暮らし・にぎわい再生事業（社・防・補）

1. 支援策の概要

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ります。

2. 支援策の内容

(1) 支援対象

- ・地方公共団体
- ・独立行政法人都市再生機構*
- ・中心市街地活性化協議会*
- ・民間事業者 等

※個別補助金による支援

(2) 支援を受けるための要件

- ① 基本計画の認定を受けた地区であること。
- ② 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の2分の1の合計が概ね1,000以上であること等。
- ③ 対象施設

整備される都市機能導入施設は、再生事業計画区域内かつ、以下に掲げる要件すべてに適合すること。

- 公益施設を含むものであること。
- 地階を除く階数が原則として3階以上であること。
- 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。
- 以下の省エネルギー水準に適合すること。
 - ・新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
 - ・地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること。
- 地方公共団体が施行する場合にあっては、PPP/PFI手法の導入検討がなされていること。

(3) 交付対象事業

- ・都市機能まちなか立地支援（調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費、供給処理施設整備・空地整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等）等）
- ・空きビル再生支援（調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等））
- ・賑わい空間施設整備（調査設計計画費、建築物除却費、公開空地整備費、施設購入費）
- ・計画コーディネート支援（再生事業計画の作成に要する費用、コーディネート業務に要する費用）
- ・関連空間整備（駐車場の整備費、緑化施設等の整備費、施設購入費等）

(4) 交付率

1／3。ただし、都市機能まちなか立地支援及び空きビル再生支援については、一定の要

件を満たす場合、1 / 15加算。

(5) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-3)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

②防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

③暮らし・にぎわい再生事業

※③は独立行政法人都市再生機構、協議会向け

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-745)

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●道路事業（社・防・補）

1. 支援策の概要

中心市街地区域内等において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地等の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体等[※]

※一部の補助制度については、地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担または補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。

(2) 交付対象

地方公共団体等[※]が実施する一般国道、都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業。

(3) 国費率

5.5/10 等

(4) その他

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業であっても、中心市街地区域内へのアクセス向上や中心市街地区域内の渋滞緩和に資する事業を中心市街地と一体的に実施する場合などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合は、事業を基本計画に位置づけることが可能である。

また、支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-3)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（道路事業）

②防災・安全交付金（道路事業）

③個別補助制度（連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業等）

3. 問合せ先

（道路事業に関すること） 国土交通省 道路局 環境安全・防災課
phone 03-5253-8111(内線 38-133)

（街路事業に関すること） 国土交通省 都市局 街路交通施設課
phone 03-5253-8111(内線 32-855)

（土地区画整理事業に関すること） 国土交通省 都市局 市街地整備課
phone 03-5253-8111(内線 32-734)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市構造再編集集中支援事業（補）

1. 支援策の概要

「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

(2) 対象事業

① 市町村、市町村都市再生協議会

市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの。

- ・道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）*、エリア価値向上整備事業等

- ・事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

② 民間事業者等

都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設*及び基幹的誘導施設の整備

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

(3) 交付期間

概ね3～5年

(4) 国費率

1／2（都市機能誘導区域内等）、45％（居住誘導区域内等）

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課
phone 03-5253-8111(内線 32-737)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市再生整備計画事業（社）

1. 支援策の概要

市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業です。

平成 16 年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成 22 年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられています。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

市町村、市町村都市再生協議会

(2) 対象事業

市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等。

- ・道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業 等
- ・事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

(3) 交付期間

概ね 3～5 年

(4) 国費率

40%

※歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては 45%

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課
phone 03-5253-8111(内線 32-737)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●まちなかウォーカブル推進事業（社・補）

1. 支援策の概要

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業です。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

市町村、市町村都市再生協議会（社）
都道府県、民間事業者等（補）

(2) 対象事業

市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等のうち「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを目的として滞在快適性等向上区域内で実施されるもの。

- ・道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業 等
- ・事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

(3) 交付期間

概ね3～5年（社のみ）

(4) 国費率

1／2

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課
phone 03-5253-8111（内線 32-848）

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●市街地再開発事業等（社・防）

《市街地再開発事業》

1. 支援の概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 支援対象

地方公共団体、市街地再開発組合等

(2) 支援を受けるための要件

市街地再開発事業の交付対象要件を満たす必要があります。

- ① 既に都市計画決定がなされた地区又は採択年度内に都市計画決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。
- ② 再開発促進地区、都市機能誘導区域内等において行われる事業であること。
- ③ 施行区域が原則として5,000㎡以上であること（住宅局所管の市街地再開発組合及び再開発会社が施行者である事業の場合。）。等

(3) 交付対象経費

調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、防災性能強化費等

(4) 交付率

1/3（市街地再開発組合等に対しては、国 1/3、地方公共団体 1/3）等

* 上記のほか、都市計画道路等の整備に要する費用に対する交付（公共施設管理者負担金に対する交付金、交付率 1/2 等。）がある。

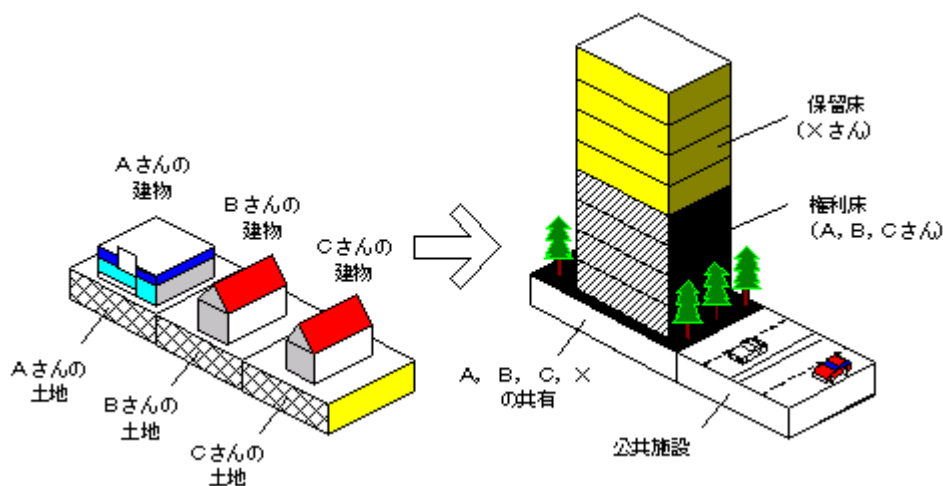
3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課
 phone 03-5253-8111(内線 32-745)
 国土交通省 住宅局 市街地建築課
 phone 03-5253-8111(内線 39-654)

(参考) 市街地再開発事業とは

1. 市街地再開発事業のしくみ

- 敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す。
- 従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）。
- 高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分し、事業費に充てる。



2. 事業の種類

- 第一種市街地再開発事業〈権利変換方式〉
権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換する。
- 第二種市街地再開発事業〈管理処分方式（用地買収方式）〉
公共性・緊急性が著しく高い事業で、一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与える。

3. 施行者

市街地再開発事業の施行者は、個人（第一種のみ施行）、組合（第一種のみ施行）、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等である。

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市再生区画整理事業（社・防）

1. 支援策の概要

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業に対して助成を行うことにより、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を支援する制度です。

2. 支援策の内容

(1) 事業者

地方公共団体、土地区画整理組合 等

(2) 対象事業

①地区要件

[一般地区]

直前の国勢調査に基づくD I Dに係る地区（重点地区については、D I D内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査に基づくD I Dに含まれると見込まれる区域を含む）に存する地区に限る）、かつ、次の要件を全て満たす地区

- (イ) 施行前の公共用地率 15%未満（都市機能誘導区域内において、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に規定する都市構造再編集中支援事業（以下、都市構造再編集中支援事業）として実施されるものにあつては 20%未満）ただし、幹線道路等を除く。拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設を整備する事業については、道路幅員 6m未満（住宅地においては 4m未満とする）の狭隘道路等についても除く。
- (ロ) 市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画等法に基づく計画に位置づけ

[重点地区]

(ア) 都市機能誘導重点地区

一般地区に係る要件を満たし、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる土地区画整理事業の地区。

(イ) 拠点的市街地形成重点地区

一般地区に係る要件を満たし、かつ以下の①から⑤のいずれかに係る地区

- ①都市再生緊急整備地域
- ②都市再開発方針 2 号、2 項地区
- ③都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域
- ④バリアフリー基本構想区域

その他、重点地区には安全市街地形成重点地区、歴史的風致維持向上重点地区があり、それぞれの要件が存在します。

②面積要件

指定容積率（予定を含む。）／100%×（地区面積）≥2.0ha*

- * 一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1/2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む
- * 安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、指定容積率（予定を含む。）/100%×（地区面積） \geq 1.0ha とする。
- * 拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設を整備する事業については、指定容積率（予定を含む。）/100%×（地区面積） \geq 1.0ha とする。
- * 都市機能誘導重点地区に該当し、都市機能誘導区域内において、都市構造再編集中支援事業として実施されるものにあつては、指定容積率（予定を含む。）/100%×（地区面積） \geq 0.5ha とする。

(3) 交付対象

土地区画整理事業費

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備事業費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費

(4) 国費率

一般地区：1/3

重点地区：1/2

3. 問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-733)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市公園・緑地等事業（社）

1. 支援策の概要

商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備について支援を行います。

例：中心市街地活性化広場公園整備事業

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体

(2) 交付対象経費と交付率

①施設の整備に要する費用にあつては当該費用の 1/2

②用地の取得に要する費用にあつては当該費用の 1/3

(3) 中心市街地活性化広場公園整備事業の対象地区

ア. 地区の要件

- ・中心市街地法に基づく基本計画に位置づけられた地区を含む地区で3箇所以上の公園・緑地の整備を行うもの。

イ. 事業箇所の要件

- ・1箇所当たりの面積が500㎡以上であること。
- ・都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理するものであること。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

phone 03-5253-8111(内線 32-953)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●下水道事業、都市水環境整備下水道事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

主に市町村

(2) 対象施設

下水道の管渠、終末処理場等

(3) 国費率

管渠の整備、終末処理場の用地買収、ポンプ場の整備等 1/2

終末処理場の処理施設の整備等 5.5/10

(4) その他

再生水や雨水を再利用したせせらぎ水路等の良好な水辺空間の創出を行う場合は「新世代下水道支援事業制度」等を活用することとなります。当該制度では、この他に、下水道管渠を光ファイバー収容空間として利用し情報化社会構築への支援等を実施する事業主体に対しても支援を行っています。（詳しくは担当課までお問い合わせください。）

また、支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」（IV-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

②防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

3. 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課

phone 03-5253-8111(内線 34-235)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●河川事業（社・防）、都市水環境整備河川事業（社）

1. 支援策の概要

中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

河川管理者

(2) 対象事業

以下のいずれかに該当し国の負担・補助等があるものが対象となります。

- ①中心市街地の区域内の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に効果のある事業であること。
- ②中心市街地の区域内の河川において、水辺空間の再生や地域住民等による施設の利活用を図るために実施する事業であること。

(3) 国費率

各種河川事業に基づく

※地方公共団体向け補助金のうち、一部個別補助金として残るものもある。

(4) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-3)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

- ①社会資本整備総合交付金（河川事業、都市水環境整備河川事業）
- ②防災・安全交付金（河川事業）

3. 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

phone 03-5253-8111(内線 35-445)

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

phone 03-5253-8111(内線 35-543)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

河川管理者

(2) 対象事業

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。

(3) 国費率

各種河川事業に基づく

※地方公共団体向け補助金のうち、一部個別補助金として残るものもある

(4) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-3)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

②防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

3. 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

phone 03-5253-8111(内線 35-543)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●住宅市街地盤整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び宅地開発事業（住宅宅地事業）並びに住宅ストックを有効活用するための改善事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体等

(2) 対象地域

住生活基本計画に定める重点供給地域等

(3) 交付対象

公共施設整備 等

(4) 国費率

公共施設整備：通常の国庫補助事業と同じ交付率 等

(5) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」（IV-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（住宅市街地盤整備事業）

②防災・安全交付金（住宅市街地盤整備事業）

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

phone 03-5253-8111(内線 39-358)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●バリアフリー環境整備促進事業（社・防）

1. 支援策の概要

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想等に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備及び既存建築物のバリアフリー改修に対し支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体
独立行政法人都市再生機構
民間事業者等
協議会

(2) 対象地域

移動システム等整備事業にあつては下記①及び②を、認定特定建築物整備事業及び既存建築物バリアフリー改修事業にあつては下記①の区域を対象とします。

- ① 三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、人口5万人以上の市の区域、一定の要件を満たす都市機能誘導区域、基本構想・移動等円滑化促進方針又はバリアフリー条例の区域等
- ② 公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設が整備等される区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域であること

(3) 交付対象

- ① 基本構想及びバリアフリー環境整備計画作成
- ② 移動システム等整備事業
 - 移動システム等の整備
 - ・屋外の移動システム（スロープ、エレベーター等）の整備
 - ・建築物の新築又は改修に伴う一定の屋内の移動システムの整備
 - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）の整備
 - ・移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備
- ③ 認定特定建築物整備事業
 - 認定特定建築物に係る以下の整備費
 - ・屋外の移動システムの整備
 - ・屋内の移動システム（特別特定建築物の用途（店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く）に至る経路に係るものに限る。）の整備
 - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）の整備
- ④ 既存建築物のバリアフリー改修事業

(4) 国費率

1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●優良建築物等整備事業(社・防)

1. 支援策の概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

- 地方公共団体
- 独立行政法人都市再生機構*
- 地方住宅供給公社
- 民間事業者等
- ※個別補助金で支援

(2) 対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、地方拠点都市地域、中心市街地、市街地総合再生計画区域、都市機能誘導区域内の公共交通要件を満たす区域 等

(3) 事業タイプ

イ 優良再開発型

- a 共同化タイプ 2人以上の地権者が敷地の共同化により建築物を整備する事業
- b 市街地環境形成タイプ 良好な景観の形成等に配慮した協調的な建築物を整備する事業
- c マンション建替タイプ 区分所有者が老朽化した共同住宅を建替する事業

ロ 市街地住宅供給型

- a 中心市街地共同住宅供給タイプ →●中心市街地共同住宅供給事業を参照

ハ 既存ストック再生型 既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあったストックに再生するもの

- ニ 都市再構築型 中心拠点誘導施設等の整備を行う事業
- ホ 複数棟改修型 複数の既存住宅・建築物の改修を行う事業

(4) 交付対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費 等

(5) 国費率

1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課
phone 03-5253-8111(内線 39-654)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●住宅市街地総合整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進、住宅団地の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

(2) 対象地域（要件）

〈整備地区の要件〉

- ① 重点整備地区を一つ以上含む地区であること。
- ② 整備地区の面積が概ね 5 ha 以上（重点供給地域においては概ね 2 ha 以上（住宅団地ストック活用型は除く））であること。
- ③ 原則として住宅戸数密度が 30 戸/ha 以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く。）であること。（街なか居住再生型、住宅団地ストック活用型を除く。）

〈重点整備地区の要件〉

- ① 重点整備地区の面積が概ね 1 ha 以上（重点供給地域においては概ね 0.5ha 以上（住宅団地ストック活用型は除く））であること。
- ② 次のいずれかの要件に適合すること。
 - a. 拠点開発型：三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね 1 ha 以上かつ重点整備地区面積の 20%以上の拠点的開発を行う区域を含むこと
 - b. 密集住宅市街地整備型：換算老朽住宅戸数 50 戸以上（重点供給地域は 25 戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること
 - c. 街なか居住再生型：中心市街地において、概ね 50 戸以上かつ 10 戸/ha 以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね 30ha 以下）
 - d. 住宅団地ストック活用型：入居開始から概ね 30 年以上を経過し高齢化率が著しく高く、全域が都市機能誘導区域又は居住誘導区域にあるなど一定の条件を満たす住宅団地

(3) 交付対象

- ①整備計画策定等事業（整備計画作成、事業計画作成等）
- ②市街地住宅等整備事業（調査設計計画、共同施設整備、公共空間整備、循環利用住宅整備等）
- ③居住環境形成施設整備事業（老朽建築物等除却、地区公共施設等整備等）
- ④住宅・建築物耐震改修事業（耐震改修等）〔同種の通常事業と同率〕
- ⑤延焼遮断帯形成事業（調査設計計画、土地整備、延焼遮断機能整備）
- ⑥防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）
- ⑦優良建築物等整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）
- ⑧関連公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川等）
- ⑨都市再生住宅等整備事業（調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等）
- ⑩公営住宅整備事業等（公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備等）
- ⑪住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）

⑫街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等）

※④～⑥については、密集住宅市街地整備型に限る。

⑬民間賃貸住宅等家賃対策（家賃対策補助）

（４）国費率

事業主体により国費率が異なります。

（３）国費対象番号 ①：1/3、1/2、2/3、3/4

②③：1/3、2/5、1/2

⑤：1/3

⑥⑦：1/3等

⑨：1/3、1/2、2/3

⑬：公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱による

④⑧⑩⑪⑫：同種の通常事業と同率

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

phone 03-5253-8111(内線 39-677)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●地域住宅計画に基づく事業（社・防）

1. 支援策の概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援するため、交付金を交付します。

2. 支援策の内容

(1) 交付対象者

地方公共団体又は地域住宅協議会

(2) 交付対象事業

地域住宅計画に基づき実施される以下の事業等

①基幹事業

- ・ 地域住宅政策推進事業
- ・ 公営住宅整備事業等
- ・ 住宅地区改良事業等
- ・ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
- ・ 都心共同住宅供給事業
- ・ 市街地再開発事業
- ・ 優良建築物等整備事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 住宅市街地基盤整備事業
- ・ 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- ・ 災害公営住宅家賃低廉化事業

②効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

(3) 国費率

国費算定対象事業費の原則 50%を助成

(4) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-3)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業））

②防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業））

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
phone 03-5253-8111(内線 39-345)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●街なみ環境整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

(2) 対象地域（要件）

〈街なみ環境整備促進区域の要件〉

①面積が 1ha 以上であること。

②次のいずれかの要件に該当する区域。

a. 接道不良住宅*率 70%以上かつ、住宅密度 30 戸/ha 以上

b. 区域内の幅員 6m 以上の道路の延長が区域内の道路総延長の 1/4 未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の 3%未満である区域

c. 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

*接道不良住宅とは、幅員 4m 以上の道路に接していない住宅をいう

〈街なみ環境整備事業地区〉

①街なみ環境整備促進区域において、地区面積が 0.2ha 以上であること。

②街づくり協定が締結されていること。ただし、景観計画、景観地区、歴史的風致維持向上計画の重点区域が定められている場合等には、街づくり協定が締結されているものとみなす。

(3) 交付対象

①協議会活動助成事業

②整備方針策定事業

③街なみ整備事業（事業計画策定費、地区施設整備費、地区防災施設整備費等）

④街なみ整備助成事業（門、塀等移設費、分筆登記費、修景施設整備費等）

(4) 国費率

1/2、1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

phone 03-5253-8111(内線 39-677)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●空き家対策総合支援事業（補）

1. 支援策の概要

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

市区町村、民間事業者 等

(2) 対象事業

① 空き家対策基本事業

空家住宅等、特定空家等又はこれに準ずる空家等、不良住宅の除却を行う事業、特定空家・不良住宅等の除却後の土地整備を行う事業（公益性の高い用途で10年以上活用するものが対象）、空家住宅等の活用を行う事業（空家住宅等については、除却後の跡地又は増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものが対象）、所有者の特定を行う事業及び、空家等対策計画の策定等に必要な実態把握を行う事業

② 空き家対策附帯事業

①とあわせて実施する、空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業

③ 空き家対策関連事業

①とあわせて実施する以下の事業

- ・住宅・建築物耐震改修事業（空き家に関するものに限る。）
- ・住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型の重点整備地区を含むものに限る。）
- ・街なみ環境整備事業
- ・狭あい道路整備等促進事業
- ・小規模住宅地区改良事業
- ・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業（住宅を新たに建設するものを除く。）

④ 空き家対策促進事業

①と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

(3) 国費率

① [除却※]地方公共団体：1/2、民間事業者等：1/2

※ 除却工事費に、除却により通常生ずる損失の補償費を加えた額に10分の8を乗じた額を交付対象限度額とする。ただし、通常想定される除却費と比較して高額となる以下の場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。

[活用]地方公共団体：1/2、民間事業者等：1/3（かつ市町村の1/2）

[土地整備]地方公共団体：地方公共団体：1/2、
民間事業者等：1/3（かつ市町村の1/2）

[所有者特定]地方公共団体：1/2

[実態把握]地方公共団体：1/2

- ② 地方公共団体：1 / 2
- ③ それぞれの事業の補助率、補助限度額に準じる。
- ④ 地方公共団体：1 / 2、民間事業者等：1 / 3
(交付対象事業の全体事業費の2 / 10を上限とする。)

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室
phone 03-5253-8111 (内線 39-357)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●港湾事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

港湾管理者

(2) 交付対象

中心市街地の活性化に資する港湾事業

(3) 国費率

各事業の国費率による

(4) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-3)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（港湾事業）

②防災・安全交付金（港湾事業）

※港湾管理者が実施する事業

3. 問合せ先

国土交通省 港湾局 計画課

phone 03-5253-8111(内線 46-324)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（法）

1. 支援策の概要

優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）による以下の支援を行います。

まち再生出資業務

…都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市機構が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援するもの

2. 支援策の内容

<対象事業者>

- ・民間事業者（SPC等）

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業の施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設^{※1}を含む事業は500㎡以上）

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
 - ① 総事業費の50%
 - ② 資本の50%
 - ③ 公共施設等^{※2}の整備費（都市機能誘導区域内は、公共施設等＋誘導施設^{※1}）

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。

※2：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）及び建築利便施設（エレベーター、共用通路等）を含む。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室
phone 03-5253-8111(内線 30-614)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））（貸）

1. 支援策の概要

地方公共団体等に対し、道路、広場、駐車場、面整備の種地、代替地等中心市街地の整備改善に必要な土地の買取りに必要な資金を長期低利で貸し付けます。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体、地方公共団体を通じ中心市街地整備推進機構

(2) 対象都市

人口 10 万人以上の都市、地方拠点都市地域の中心となる都市

(3) 対象用地

認定基本計画に定める認定中心市街地（3 ha 以上であること等一定の条件を満たすもの）の区域内の土地（買取りを予定する用地の 1 / 2 以上が公共公益施設であること。）

（公共公益施設の例）

道路、鉄道、駐車場、公園、緑地、下水処理場、学校、図書館、病院、公営住宅、防災センター等。これらの施設の整備に伴う代替地。

(4) 償還期間

10 年以内（4 年以内の据置期間を含む。）

(5) 償還方法

元金均等半年賦償還

(6) 融資率

100%

(7) 融資利率

0. 2%（令和 4 年 3 月 1 7 日現在）

※金利は随時変動しますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-754)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）（貸）

1. 支援策の概要

エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対して、無利子で貸し付けを行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体を通じ、都市再生推進法人又はまちづくり法人

(2) 対象地域

良好な都市環境が創出される地区（都市再生緊急整備地域の区域、歴史的風致維持向上計画の区域、都市機能誘導区域（鉄道・地下鉄駅から半径 1km の範囲内、バス・軌道の停留所・停車場から半径 500m の範囲内の区域）等）

(3) 対象事業

エリアマネジメント活動を目的とした都市環境維持・改善事業のうち以下の a)、b) を満たすもの

- a) 市町村が地域住民・民間事業者等と共同で策定した、エリアマネジメントにかかる計画を含む「都市再生整備計画（国土交通大臣に送付することにより都市再生整備計画の提出とみなされる立地適正化計画を含む。）」にもとづくもの
- b) a) の都市再生整備計画区域内における以下のもの
 - イ 都市開発事業
 - ロ 公共施設とこれに準ずる駐車場、その他都市利便施設整備事業

(4) 償還期間

10 年以内（4 年以内の据置期間を含む。）

(5) 償還方法

元金均等半年賦償還

(6) 国の貸付率

地方公共団体の貸付額の 1 / 2 以内（事業に要する額の 1 / 4 以内）

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課
phone 03-5253-8111(内線 32-553)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●官民連携まちなか再生推進事業（補）

1. 支援策の概要

多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォームの構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、将来像を実現するための取り組み等、及び民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発の取り組みを支援します。

2. 支援策の内容

(1) 対象事業

<エリアプラットフォーム活動支援事業>

① エリアプラットフォームの構築

エリアの将来像や将来像を実現するための取組等を記載した未来ビジョン等の策定を行う官民連携によるエリアプラットフォームの構築・運営

② 未来ビジョン等の策定

未来ビジョン等の策定のためのデータ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等

③ シティプロモーション・情報発信

まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信

④ 社会実験・データ活用

都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・データ活用

⑤ 地域交流創造施設整備

地域住民や就業者等が交流することで新しい働き方や暮らし方に資する取組を促進する施設の整備

⑥ 国際交流創造施設整備

スタートアップや企業等の多様な人材が交流する施設の整備

⑦ 国際競争力強化拠点形成

特定都市再生緊急整備地域内における事業であって、クリエイティブ人材の連携・交流の促進に資する連携ビジョン等の策定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用等

<普及啓発事業>

まちづくり課題に対し様々な関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性ある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築

(2) 対象地域

<エリアプラットフォーム活動支援事業>

上記①～④ : 全国

上記⑤ : 滞在快適性等向上区域、低未利用土地権利設定等促進計画に定める土地、立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域、低未利用土地利用促進協定の目的となる土地の区域

上記⑥ : 特定都市再生緊急整備地域、都市再生緊急整備地域（中枢中核都市に限る）

上記⑦ : 特定都市再生緊急整備地域

<普及啓発事業>

・全国

（3）対象者

<エリアプラットフォーム活動支援事業>

上記①② : エリアプラットフォーム、地方自治体（準備段階に限る）

上記③～⑦ : エリアプラットフォーム

<普及啓発事業>

都市再生推進法人、民間事業者、NPO法人その他これらに類する者（JV含む）

（4）国費率

<エリアプラットフォーム活動支援事業>

上記①② : 定額（合計年額 1,000 万円が上限。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間）

上記③④ : 1 / 2

上記⑤⑥ : 1 / 3

上記⑦ : 定額、1 / 2

<普及啓発事業>

定額

詳細については「官民連携都市再生推進事業制度要綱」「官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱」を確認してください。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

phone 03-5253-8111(内線 32-575)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●鉄道駅総合改善事業費補助（補）

1. 支援策の概要

【次世代ステーション創造事業】

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るために、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会（「駅まち会議」）において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や駅空間高度化機能施設の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

鉄軌道事業者

(2) 対象事業

駅改良及び駅改良と併せて行うバリアフリー施設、駅空間高度化機能施設の整備

① 駅改良

- ・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性の向上
- ・跨線橋や人工地盤等の整備

② バリアフリー化

- ・バリアフリー施設（エレベーター、ホームドア、多機能トイレ等）の整備

③ 駅空間高度化機能施設の整備

- ・生活支援機能施設（保育所、病院等）
- ・観光案内施設（観光案内所、手荷物預かり所等）

(3) 補助率

補助対象経費の 1/3 以内、バリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅のバリアフリー施設の整備については 1/2 以内

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室
phone 03-5253-8111(内線 40-613)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）（補）

1. 支援策の概要

踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備、踏切監視用カメラの整備等に係る費用に対し補助を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

鉄道事業者

(2) 補助率

国：1/2 又は 1/3、地方公共団体：1/3（協調補助ではない）

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 施設課

phone 03-5253-8111(内線 40-862)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●地下鉄など鉄道整備に対する補助（補）

〔都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）／
幹線鉄道等活性化事業費補助〕

1. 支援策の概要

大都市圏における交通混雑の緩和、都市機能の維持・増進、空港利用者等の利便性の確保及び鉄道の利用者利便の増進を図るため、地下鉄整備事業、空港アクセス鉄道等整備事業、コミュニティ・レール化を行う事業等に対し、補助を行います。

2. 支援策の内容

(1) 都市鉄道整備事業費補助

・地下高速鉄道整備事業費補助

① 対象者

公営事業者、準公営事業者、東京地下鉄（株）

② 補助率

国：補助対象建設費の35%（地方公共団体も同様の補助を実施）

・空港アクセス鉄道等整備事業費補助

① 対象者

公営事業者、準公営事業者

② 補助率

国：補助対象建設費の15%（ニュータウン鉄道）

国：補助対象建設費の18%（空港アクセス鉄道）

但し、大臣が定める事業については1/3

（地方公共団体も同様の補助を実施）

(2) 幹線鉄道等活性化事業費補助

① 対象者

既存路線の利便性向上等を図り、コミュニティ・レール化を行う地域公共交通活性化・再生法に基づく法定協議会又は鉄軌道事業者

幹線鉄道の高速化、貨物鉄道の旅客線化等を行う第3セクター

② 補助率

コミュニティ・レール化：国 1/3（地方公共団体も同様の補助を実施）

高速化、旅客線化：国 2/10（地方公共団体も同様の補助を実施）

まちづくり連携高速化事業：国 1/3（地方公共団体も同様の補助を実施）

乗継円滑化事業：国 2/10（地方公共団体も同様の補助を実施）

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課

phone 03-5253-8111(内線 40-432)

国土交通省 鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室

phone 03-5253-8111(内線 40-664)

国土交通省 鉄道局 幹線鉄道課

phone 03-5253-8111(内線 40-322)

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室

phone 03-5253-8111(内線 57-852)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市鉄道利便増進事業費補助（補）

1. 支援策の概要

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象地域

以下のいずれかの地域

- ・ 首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯
- ・ 中部圏の都市整備区域
- ・ 近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域
- ・ 政令指定都市

(2) 補助対象施設

都市鉄道等利便増進法による国土交通大臣の認定を受けた計画に基づく以下の事業において整備される鉄道施設（附帯施設を含む。）

- ・ 連絡線、相互直通施設又は追越施設の整備
- ・ 既設駅の改良

(3) 補助対象事業者

第三セクター等公的主体（補助対象施設を整備する主体）

(4) 補助率

補助対象経費の3分の1以内（地方公共団体と同額）

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課

phone 03-5253-8111（内線 40-413）

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室

phone 03-5253-8111（内線 57-852）

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備(直)

1. 支援策の概要

地域のまちづくり計画をふまえ、地域内の重要な交流拠点となる官庁施設の整備を地方公共団体と連携しながら推進します。

2. 支援策の内容

(1) 対象施設

国の合同庁舎及び単独庁舎で、施設整備の計画が中心市街地の適切な位置にあるもの。

(2) 整備の方針

① 官庁施設の効果的な整備

中心市街地の活性化等に資する官庁施設整備を地域と連携し効果的に実施。

② 地域における連携

地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ、国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。

3. 問合せ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 計画課
phone 03-5253-8111(内線 23-324)

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●地域公共交通確保維持改善事業（補）

地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／
地域公共交通調査等事業

1. 支援策の概要

多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

①地域公共交通確保維持事業

一般乗合旅客自動車運送事業者、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会（以下「活性化法法定協議会」）、離島航路事業者、航空運送事業者

②地域公共交通バリア解消促進等事業

一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者 等

③地域公共交通調査等事業

活性化法法定協議会、地方公共団体

(2) 対象事業（協議会の議論を経て定められた計画に位置づけのある以下の事業）

①地域公共交通確保維持事業

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入
- ・過疎地域等における、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入
- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等

② 地域公共交通バリア解消促進等事業

- ・高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 等
- ・LRT・BRT システムの整備 等
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

③ 地域公共交通調査等事業

- ・地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするための新たな法定計画の策定に資する調査等
- ・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

(3) 補助率

①地域公共交通確保維持事業

1/2 等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

1/3 等

③地域公共交通調査等事業

1/2

3. 問合せ先

国土交通省 総合政策局 地域交通課
phone 03-5253-8111(内線 54-805)